



植民地支配の清算なき「合意」

戦時中、日本製鉄（現新日鉄住金）で強制労働させられた元徴用工が同社に損害賠償を求めた裁判で、韓国大法院は同社に賠償を命じる確定判決を出した。

この判決に対する日本社会の反応はおおむね批判的だ。1965年の日韓請求権協定で決着済みであり、判決は国家間の合意に反するこの声がかぎりである。

「国家間の合意」というが、その合意の範囲に、本件で問題となっている植民地支配の清算はなかった。植民地支配の清算のような歴史問題の解決には加害者が、加害の事実と責任を認め、謝罪することが不可欠だ。

だが当時、ベトナム戦争の泥沼に喘いでいた米国の強い要求下で締結された日韓請求権協定では、それが一切なかった。当時の椎名悦三郎外務大臣は、参議院本会議で、協定による無償3億ドルについて、賠償ではなく「独立祝い金」だと答弁した。

国家の請求権と個人の請求権は別であり、放棄されたのは国家の外交

徴用工問題を考える— 加害者の慎みと節度が不可欠

戦争をさせない1000人委員会事務局長 内田 雅敏

保護権だ。日韓請求権協定は、個人の請求権には及ばない。

1991年8月27日、衆院予算委員会で柳井俊二外務省条約局長（当時）は、日韓請求権協定「両国間の請求権の問題は完全かつ最終的に解決した」の解釈について、「日韓両国が国家として持っている外交保護権を相互に放棄したということ、いわゆる個人の請求権そのものを国内的意味で消滅させたということではない」と答弁している。

この外交保護権の放棄論は、日本政府が自国民の在外資産放棄、あるいは原爆被害者の米国に対する賠償請求放棄に対する賠償責任を免れるために言い出したものだ。

事例に学び解決の道筋を

韓国大法院の判決の論理も同様だ。アジア・太平洋戦争の最中、連合国をして、「朝鮮人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立なものにする決意を有する」（カイロ宣言）と言わしめた日本の植民地下での強制労働の実態（判決は過酷な労働の実態について詳細な認定をしている）およびそれに対する謝罪と補償の欠如を直視すれば、「国家間の合意」による解決済み論とはまた別な論が導き出される。

歴史問題の解決のためには被害者の寛容が必要だが、そのためには加害者の慎みと節度が不可欠だ。韓国人徴用工は、日本に強制連行・強制労働させられた中国人の場合と、その本質において差はない。花岡事件（鹿島建設）、西松建設、三菱マテリアル等、一部ではあるが強制労働加害企業と中国人受難者・遺族らとの和解が成立している。徴用工問題の解決は、これらの和解事例に学ぶべきだ。

戦争、植民地支配による被害は甚大であり、そのすべてを賠償することは不可能だ。加害者が、加害の事実と責任を認め、真摯に詫言するならば、被害者の慰藉が得られる。韓国人徴用工に対する「賠償」は、中国人の場合と比較し、期間も長く、その対象者の数が圧倒的に違う。一企業では担い切れないかもしれない。そこで考えられるのがドイツ型基金による解決である。

2000年夏、ドイツでは国家が約50億マルク、強制労働させたベンツ、フォルクスワーゲンなどの企業が約50億マルク、合計100億マルク（当時の日本円で約5200億円）を拠出し、「記憶・責任・未来」基金を設立し、ナチス時代に強制連行・強制労働させられた約150万人の人々に対する補償することとし、2007年にその任を終えた。

今年は、日本の植民地に抗した3・1独立運動から100年。3・1独立運動は韓国憲法前文にも書き込まれた韓国の建国の礎だ。

内戦の危機すらあったフランスのアルジェリア独立問題に見られるように、植民地支配の清算には多大な労力を要する。敗戦によって植民地支配問題を一気に「清算」し、その労苦を免れた日本は、今その労苦に直面している。

日本の植民地支配から発した徴用工問題を解決せずして、真の日韓友好はない。国同士はどうか、民間交流こそが大事だ。

* * *

本屋に「嫌韓本」が山積みになれ、一部夕刊紙が連日執拗に韓国批判を展開しているが、昨2018年度の韓国人の来日数は前年5%増の753万人、韓国人の7人弱に1人が来日している計算になる。